

5. 宇部市における景観形成のあり方

(1) 景観形成の取り組みについて

宇部市では、自然的な景観から歴史・文化的な景観や、商店街や住宅地などの都市景観から、生産活動と結びついた農村や漁村の景観など、多様な魅力をもつ景観を見ることができます。

これらを保全・形成していくためには、多様な取り組みを総合的に行っていくことが必要と考えます。

【主な取り組み例】

■景観法に基づく景観計画の策定や景観地区、景観協定等の活用による景観の保全・形成

- ▽景観計画の策定による規制・誘導
- ▽景観地区の指定による規制・誘導
- ▽景観協定を活用した住民主導による規制・誘導
- ▽景観農業振興地域整備計画の策定による景観形成 等

■都市計画法に基づく土地利用コントロールや地域地区・地区計画制度の積極的な活用等による景観の保全・形成

- ▽地域地区・地区計画制度の活用
- ▽都市計画区域の拡大・準都市計画区域の指定 等

■都市緑地法に基づく自然環境の保全及び緑化の推進による景観の保全・形成

- ▽特別緑地保全地区の指定による緑地の保全
- ▽緑化地域の指定による緑化の促進 等

■屋外広告物法に基づく屋外広告物条例による景観の保全・形成

- ▽屋外広告物条例の施行による禁止地域・許可地域の指定
- ▽屋外広告物条例の施行による設置位置・規模等の制限 等

■文化財保護法に基づく歴史的な資源の保全

- ▽文化財の指定による歴史資源の保全
- ▽伝統的建造物群保存地区の指定による歴史的なまちなみの保全
- ▽文化的景観の指定による歴史的・文化的環境の保全 等

■公共事業整備における景観の形成

- ▽公共事業の景観形成ガイドライン策定による公共施設整備における景観への配慮
- ▽公共事業の景観評価 等

など

■上位・関連計画における景観形成に係るまちづくり方針と現在の取り組み
 は、景観形成にかかるとる取り組みが十分には図られていない項目

景観の特性	現況・課題	景観形成に係るまちづくり方針等	現在の取り組み	
自然的な景観	山地・丘陵地の景観	<ul style="list-style-type: none"> 山林等の適切な維持・管理 無秩序な開発抑制と豊かな自然環境の保全・活用 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全 開発行為に対する規制 市街地の背景となる丘陵地の保全 レクリエーション空間の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 森林法による保安林、都市緑地法による特別緑地保全地区、山口県条例に基づく緑地環境保全地区の指定により、保全されている。 用途白地地域においては、用途地域に比べ、建築形態規制と開発許可基準の最低敷地面積が強化されている。 用途白地地域のうち、市街地に隣接するエリアでは、特定用途制限地域が指定され、大規模店舗等の立地を制限している。 農振法に基づく、農振農用地の指定により、良好な農地が保全されている。 用途白地地域においては、用途地域に比べ、建築形態規制と開発許可基準の最低敷地面積が強化されている。 用途白地地域のうち、市街地に隣接するエリアでは、特定用途制限地域が指定され、大規模店舗等の立地を制限している。 小野湖周辺の緑地には都市緑地法に基づく、特別緑地保全地区が指定され、保全されている。 常盤湖周辺は都市公園と風致地区の指定により、保全されている。 真綿川の河川敷において親水空間の整備が進められている。
	田園地域の景観	<ul style="list-style-type: none"> 持続的な農業活動による農地の保全 耕作放棄地 	<ul style="list-style-type: none"> 農用地の維持 開発行為に対する規制 耕作放棄地の有効活用 	
	河川・湖畔等の水辺の景観	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全 市民の憩いの空間としての活用 	<ul style="list-style-type: none"> 水質保全、緑地保全 親水性の向上と市民の憩いの空間としての整備・活用 	
	希少な自然景観	<ul style="list-style-type: none"> 自然海岸の維持・保全 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全 市民の憩いの場となる身近な水辺空間としての活用 	
歴史的・文化的な景観	史跡等の景観	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な歴史資源の保全と活用 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史資源の保全と活用 社寺林等の樹林地への風致地区などの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づく、文化財指定により保全されている。 社寺林等の樹林地には風致地区の指定により、保全されている。
	近代建築物等の景観	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的なまちなみの保全・形成とまちなみの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的まちなみの保全 	<ul style="list-style-type: none"> 緑橋の親柱の一部を隣接する公園内に移築・保存 吉部地区において街なみ環境整備事業により、参道の一部を修景整備
個性ある地域景観	中心市街地の景観	<ul style="list-style-type: none"> 市の顔となる印象ある景観の欠如 屋外広告物に対するコントロール 住民レベルからの景観に対する意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 宇部の顔となる中心市街地の景観形成と活性化 都市空間と彫刻の融合 屋外広告物の掲出に対する規制 民有地での緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 常盤通りの景観形成に向けた取り組み 彫刻のライトアップ 街路樹の整備
	潤いや趣ある住宅地の景観	<ul style="list-style-type: none"> 地区の実情に応じたきめ細やかなルールによる住環境の保全とまちなみの形成 屋外広告物に対するコントロール 	<ul style="list-style-type: none"> 自律的なまちづくり意識の醸成 地区の実情に応じた適切なきめ細やかな規制・誘導による住環境・まちなみの保全・形成 	<ul style="list-style-type: none"> 新規開発において都市計画法に基づく地区計画制度を活用した住環境とまちなみの形成
	港湾地区の景観	<ul style="list-style-type: none"> 親水機能の欠如 市民の日常的な利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーションの場としての潤いある水辺空間の創出 	
	工業地の景観	<ul style="list-style-type: none"> 市街地からの見え方への配慮 環境への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 工業地の緑化、ライトアップ 周囲への見え方の配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 工場立地法に基づく工場敷地内での緑地・環境施設の面積規定
	漁村集落の景観	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化等による活力低下 集落特有の景観の喪失 地域特性に対する住民意識の共有とコミュニティの活力維持 	<ul style="list-style-type: none"> 集落環境の保全・整備 集落特有の景観の維持・継承 住民の意識啓発と地域コミュニティの活力維持 	
	農村集落の景観	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設整備にあたっての周囲の景観への配慮 沿道や周囲の土地利用のあり方、建築物の建てられ方等における景観形成の方向性が共有化されていない 屋外広告物に対するコントロール 	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の建物に対する景観誘導 屋外広告物の掲出に対する規制 自然と調和した河川景観の保全 真綿川沿いの建物の河川との調和 親水空間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 県条例により、一部の道路では屋外広告物の掲出に対して制限されている。 真綿川の河川敷において親水空間の整備が進められている。

(2) 景観形成のあり方

①中心部における景観形成

景観形成の取り組みには、現存する景観を保全するための対策と新たな景観を創出するための景観規制・誘導に関する対策に大きく区分することができます。

本市では、市街地内の貴重な地域資源などは風致地区等の適用による保全、市街地外の良好な自然環境については、用途白地地域における建築・開発等に対する規制を強化することにより、無秩序な乱開発に対する法的な規制は実施しており、現存する良好な都市環境の保全に対する取り組みを実施しています。

一方で、地区レベル等における身近な景観の形成や地域環境の保全に対する取り組みについては、一部で地区計画が適用されている他には、特に積極的な対策が図られていないのが現状です。

特に、急速に市街地更新が進む中心市街地においては、これまでのまちの景観が変わってきており、まちの景観形成に関する一定の面的コントロールが必要であると考えます。

②全市的な景観形成に向けた今後の取り組み

【基本的な考え方】

中心部における顔となる景観形成のため、第1ステップとして、中心市街地及び周辺区域景観計画を策定し、継続的に住民とともに計画の熟度を上げていく一方で、次のステップとして、全市レベルでの景観形成への取り組みを図っていく必要があります。

今後の展開として考えられる取り組みとして、以下の3点を考えます。

【取り組み】

取り組み① 市民とともに、宇部市の景観の魅力と課題を共有する

景観づくりとは、地域づくりです。景観を通して、地域の魅力を感じることができる一方、景観を通して地域の課題が見えてくることもあり、その魅力や課題を共有することで、これから先、まちをどのような姿にしていくのかという地域づくりの糸口になることができます。

良好な景観を守り、育て、創っていくためには、まずは、市民と行政が宇部市の景観の魅力と課題を共有することが必要です。

本市の行った平成2年の調査では、宇部の景観として常盤公園や海岸部の工業地帯、緑豊かな広々とした通りなどの景観を思い浮かべる市民が多い結果でした。そのような市のイメージを象徴するような景観と同時に、個々の地域における身近な景観にも目を向け、宇部のまちを形づくっている景観の魅力と課題について、市民とともにきめ細やかに抽出していくことが、最終的には市全体の景観形成に対する意識の醸成や共有化につながると考えられます。

今後は、中心部をモデルケースに、市全域を対象とした景観計画区域の指定に向け、まずは、市民と行政が共有できる宇部の景観の魅力と課題について、市民の意向を十分に取り入れながら抽出を行っていくことが必要であると考えます。

- 《施策案》
 ▽タウンウォッチング等の実施
 ▽地域における景観づくりに関する勉強会の開催 等

取り組み② 市民の景観への関心・意識向上のための啓発活動を実施する

自分たちの住む地域の環境の変化を捉える際には、必ず景観を通してその地域を見ることになり、景観とは地域づくりを考える際の非常にわかりやすい指標であると言えます。

例えば、低層の戸建て住宅地に高層マンションが建つことや緑豊かな市街地に緑のない無機質な住宅が建ち並びことなどで、住民がそのまちなみに違和感を感じることは、その地域の景観や住環境が壊されているとも考えられ、「景観」を通して地域を見つめ直すと、その地域が抱える問題や魅力を再認識することができ、そのことにより、地域づくりに対する関心が高まり、最終的には、きめ細やかな魅力ある地域景観の形成につながると考えます。

そのため、まずは、市民に対し、身近な景観を通して、地域づくりに対する意識や関心を高めることが必要であり、そのための取り組みを継続的に行い、市民一人ひとりの景観への関心を高め、意識を育てることが必要であると考えます。

さらに、地域主体の取り組みに展開していくように、地域と一体となった勉強会等の啓発活動を行い、景観形成及び地域づくりの実現に向けた取り組みを進めていくことが必要であると考えます。

- 《施策案》
 ▽景観シンポジウムや景観セミナーの開催
 ▽地域における景観づくりに関する勉強会の開催
 ▽山口県景観アドバイザー制度を活用した専門家の派遣
 ▽景観サポーターの育成 等

取り組み③ 多角的な視点での景観形成の取り組みを検討する

景観には、街や山、川、海などの土地利用として分類できるものや、施設や史跡などの点的なもの、道路や河川、鉄道等の線的なもののほか、山頂からの眺望や沖合いからの眺め、車窓からの眺めなど、様々な視点からの景観があり、多様な視点による検討が必要です。

また、景観形成には、歴史や文化、風土といった市民の心に根付いた地域文化が非常に重要な要素として関わっています。例えば、祭りの際の景観美を守るために、周辺の建物に対して景観への配慮を求めるための規制を行うことなども考えられ、地域文化を

十分に考慮した検討が必要であると考えます。

今後は、全市を対象とした多角的視点での景観の形成の方向性について検討を行い、市全域を対象とした景観計画の策定や都市計画における地域地区・地区計画制度の活用、農業振興地域整備計画との連携、都市緑地法に基づく制度の活用、また屋外広告物条例による広告物による景観のコントロールなど、全市レベルでの景観形成の実現に向けた取り組みを検討し、進めていく必要があります。

《施策案》

▽宇部市屋外広告物条例の制定による広告物のコントロール

▽市全域を対象とした景観計画の策定

▽地域地区・地区計画制度を活用したきめ細やかな規制・誘導策の実施

▽緑化地域の指定による都市緑化の推進

等